

平成26年6月18日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「MHAMアジアオープン」の繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「MHAMアジアオープン」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、平成26年9月26日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを下記の通り実施させていただく予定でありますことをご案内申し上げます。

受益者の皆さまにおかれましては、今般の繰上償還（信託終了）につき、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由について

当ファンドでは信託約款第45条第7項において「受益権の口数が10万口を下回る場合には、信託を終了させることができる」旨を規定しております。

現在、当ファンドの受益権の口数は、信託約款で定める口数を下回る状態が続いており、運用の基本方針に則った運用を継続することが困難な状況となっております。このため、このまま運用を継続することは受益者の皆さまにとって好ましくなく、信託契約を解約することが受益者の皆さまにとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するための手続きをとらせていただくことといたしました。

2. 繰上償還（信託終了）の日程について

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ① 公告※ | 平成26年6月18日（水） |
| ② 異議申立て期間 | 平成26年6月18日（水）から
平成26年7月23日（水）まで |
| ③ 反対者の買取り請求期間 | 平成26年7月31日（木）から
平成26年8月19日（火）まで |
| ④ 繰上償還日（予定） | 平成26年9月26日（金） |

※ 公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

3. ご異議申立ての方法について

(当ファンドの繰上償還(信託終了)にご異議がない場合、お手続きは必要ございません。)

当ファンドの繰上償還(信託終了)に対し、ご異議のある受益者の方は、みずほ投信投資顧問株式会社の下記①にてご案内の宛先に、書面(書式自由)に下記②の内容をご記入のうえ、ご異議を申し立てください。(平成26年7月23日必着)

① 宛先

〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27
みずほ投信投資顧問株式会社
「MHAMアジアオープン 繰上償還」受付係

② ご記入いただく内容

a. ファンド名 b. 住所 c. 氏名又は法人名(署名・捺印)
d. 電話番号(日中連絡先) e. 保有口数 f. 取扱販売会社、取引店
g. 口座番号 h. 繰上償還に反対する旨

- ※ 当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、取引店名、口座番号をご記入ください。
- ※ 上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議の申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。保有口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください。
- ※ なお、本件の繰上償還に対してご異議を申立てられた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

4. 繰上償還(信託終了)の実施について

当ファンドの繰上償還に対し、ご異議を申立てられた受益者の方の受益権口数が、平成26年6月18日現在における当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成26年9月26日をもって信託を終了します。

なお、当ファンドの繰上償還に対し、ご異議を申立てられた受益者の方の受益権口数が、平成26年6月18日現在における当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、上記異議申立て期間終了後、速やかに公告し、かつ、当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者の方に対して書面をもって交付いたします。

5. ご異議をお申立ての受益者の方の買取り請求に関する手続きについて

繰上償還することとなった場合、ご異議を申立てられた受益者の方は、平成26年7月31日から平成26年8月19日までの期間において、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者の方からの買取り請求必要書類を受領した日の翌営業日の基準価額）で、当ファンドをご購入されました販売会社の本・支店等を通じて受託会社に対し、受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます^(注)。なお、個人の受益者の方は買取りによる譲渡益に、法人の受益者の方は買取り時の個別元本超過額に対して課税されます。（税法が改正された場合には、取り扱いが変更になることがあります。）

(注) 受託会社が受益権を買い取る手続きとなるため、買取代金は、受託会社が指定の銀行口座に振り込みますが、買取代金より受託会社からの買取り計算書の郵送料（簡易書留）および買取代金の振込手数料（税込み）が差し引かれます。また、買取代金の支払いに際して、通常の方法（一部解約）によるご換金よりも日数を要する場合があります。

※ ご異議を申立てられた受益者の方には、みずほ投信投資顧問株式会社より「買取り請求のお知らせ」を直接ご送付させていただきます。

なお、異議申立てを行った受益者の皆さまが、必ず買取り請求を行わなければならないわけではございません。買取り請求の有無にかかわらず、当ファンドをご購入されました販売会社の本・支店等において、所定の方法により一部解約の実行の請求によりご換金いただくことができます。信託終了日まで当ファンドを保有し、償還金をお受け取りいただくこともできます。

ご不明な点がございましたら、みずほ投信投資顧問株式会社（0120-324-431【営業日の午前9時～午後5時】）までお問い合わせください。

以上